さんしん後見支援預金

		さんしん後見支援預金(有利息型・無利息型)
商品名		
		成年後見人(未成年後見人を含む)が家庭裁判所の指示書に基づいて取引を行う事が できる預金で、後見人のみの判断で管理できる預金口座に比べ、より厳格な財産管理 を目的としています。
販売対象		家庭裁判所が後見支援預金新規契約にかかる「指示書」を交付した成年後見人および 未成年後見人
期間		期間の定めはありません。
預 入	預入金額	1円以上
	預入単位	1 円単位
払戻方法		家庭裁判所の「指示書」に基づく一時金交付と定期送金 後見人口座への振替のみとし、現金での払戻しはできません。
	適用金利	定期預金金利1年もの(300万円未満)の利率(無利息型は無利息とします)
利	利払方法	年2回(3月・9月)の当金庫所定の日に元金に組み入れます。
息	計算方法	毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を1円とした1年を 365日とする日割計算
税金		20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。(無利息型は税金がかかりません) ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる 利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
手数料		(国仇10.010/0、地方仇5/0/0/0/0/0/0/0/0/0/0/0/0/0/0/0/0/0/0/0
金利情報の		
入手方法		金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
口座開設時 確認書類		・家庭裁判所が発行した「指示書」謄本 ・成年後見制度利用の登記事項証明書 ・後見人の印鑑証明書
苦情処理措置 紛争解決措置		苦情処理措置 本商品の苦情等は当金庫営業日に、営業店またはお客様相談窓口 (9時~17時、TEL:0120-775-501)までお申し出下さい。
		紛争解決措置 東京弁護士会 (TEL: 03-3581-0031)
		第一東京弁護士会(TEL:03-3595-8588)
		第二東京弁護士会(TEL:03-3581-2249)
		静岡県弁護士会(TEL:055-931-1848)
		等の仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は当金 庫営業日に上記お客様相談窓口または全国しんきん相談所 (9時〜17時、TEL:03-3517-5825)までお申し出下さい。
その他参考となる事項		・追加預入を除き、家庭裁判所の「指示書」に基づく内容以外のお取引はできません。 ・キャッシュカードの発行はできません。 ・振込手数料(自動振込含む)にあたっては、所定の手数料をいただきます。 (詳しくは、「手数料一覧」をご覧ください。) ・お取扱い窓口はお取引店舗のみとなります。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます) ・無利息型の場合は全額保護されます。 ・有利息型から無利息型への変更のお取扱いもできますが、無利息型を有利息型に(または再変更)することはできません。